

関宿河岸の形成と構造について

長谷川 拓也

はじめに

関宿は、千葉県の北西端、利根川と江戸川との分
流点に位置する都市で、中世において築田氏の本拠
地であった。天正18年(1590)には、松平康元が
入城して城下町を整備し、関宿藩が成立した。以降、
譜代大名の城下町として発達し、廃藩に至った⁽¹⁾。

城下の縄張りは、西端の利根川を背に本丸、南方
に二の丸を置き、その東方に三の丸とつながる連郭
式に梯郭式をくわえた平城で、周囲を武家地が取り
巻き、その外側に町人地、さらに、周辺を取り囲む
寺社地からなる。

町人地は、城下の東側、および南側に展開する。
東側の町人地は台町、南側の町人地は江戸町・元町
・内町といい、江戸川流頭部の東を内河岸、その対
岸を向河岸と称した⁽²⁾。また、向河岸の南に隣接して
向下河岸⁽³⁾があり、これらは、関宿河岸(関宿三河岸)
と呼ばれていた。かつて、利根川水運の中継地とし
て発達した関宿河岸は、明治23年(1890)の利根運
河の開通などにより衰退の一途を辿ったとされ、現
在は、江戸川の堤防や河川敷となり、その多くが失
われてしまっている⁽⁴⁾。

本研究では、関宿河岸の変遷状況を文献・絵図・
絵画史料から総合的に検討し、明治時代中期の様相
を復原することを目的とする。

I. 関宿河岸の変遷

関宿は、徳川氏⁽⁵⁾の関東入国後、江戸の水防の要と
して、また、川関所も置かれ、軍事的にも重要な役
割を担った。いっぽう、城下南方の関宿河岸は、江
戸川流頭部に位置し、利根川水運の中継地として発
達した。

本章においては、近世絵図・絵画史料を中心に関
宿河岸の変遷状況を検討する。

1. 関宿河岸の形成

関宿河岸の成立に関する直接の史料は存在してい
ないが、関宿城下町全体を描いた最古のものとして、
「正保城絵図」のひとつである「下総国世喜宿城絵
図」がある。この絵図の制作年代は、「牧野佐渡守」
と記載があることから、8代藩主牧野親成が支配し

ていた正保4年(1647)から明暦2年(1655)の間と
されている。同図には、城下南方、江戸川流頭部両
岸に「町」が描かれており、「御関所番所」と記され
た関宿関所、その対岸に番所が確認できる。さらに、
東岸の「町」を江戸川に沿って貫通する「江戸道」が
朱線で記されている(図-1)。

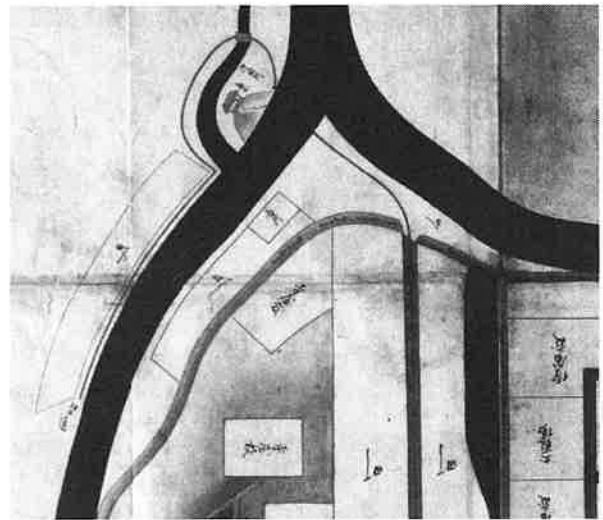


図-1 「諸国城郭絵図のうち下総国世喜宿城絵図」(部分)
独立行政法人国立公文書館蔵

また、次に古いとされ、安永3年(1774)から寛
政11年(1799)と推定される「諸国当城之図下総国
関宿」がある。この絵図の江戸川流頭部東岸には「内
カシ」、西岸には「向カシ」と記されており、内河
岸の北部には、蔵が1棟描かれている(図-2)。

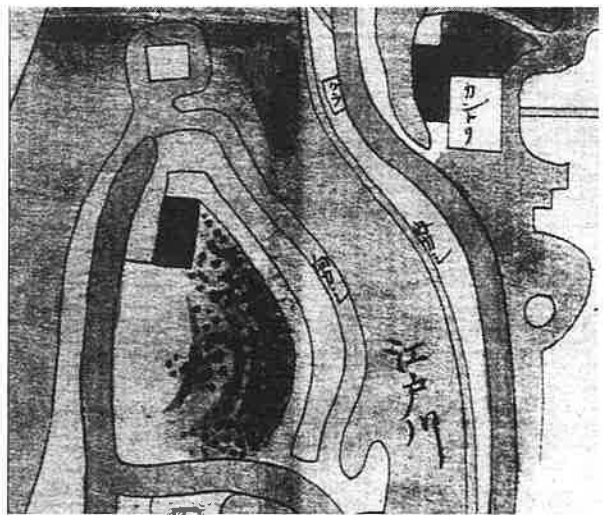


図-2 浅野文庫「諸国当城之図下総国関宿」(部分)
広島市立中央図書館蔵

以上の絵図史料でみる限り、関宿河岸は、すでに寛政期(1789~1800)には形成されていた事がわかる。しかし、この両河岸について、正徳2年(1712)「乍恐以上書奉願上候覚」⁽⁸⁾には、

(前略)両河岸之儀江戸町地内下ハ惣寧寺地ニ御座候処ニ、七拾年余以前掘割江戸川出来仕候砌より河岸ニ罷成候得共(後略)

とある。これに従えば、「下総国世喜宿城絵図」に描かれている江戸川流頭部両岸の「町」は、すでに河岸としての機能を有していたと考えられる。

したがって、関宿河岸は、寛永10年~18年(1633~41)の江戸川開削以降、牧野親成が関宿藩を支配していた、正保4年~明暦2年(1647~55)までに形成されたことになる。

2. 江戸時代後期における関宿河岸の様相

絵画・文献史料から江戸時代後期の関宿河岸の様相を検討する。

文化7年(1810)の「大師典八十八箇所寺郷路方角大穀図」は、関宿城下全体の都市景観を鳥瞰的に描いている。

この絵画史料によれば、江戸川流頭部の西側に関宿関所、その南側に向河岸と向下河岸が確認できる。向河岸と向下河岸は、家屋が集中し、蔵も19棟描かれている。

いっぽう、対岸の内河岸は、江戸川沿いの道に面して家屋が建ち並んでいるものの、蔵が3棟描かれているにすぎない(図-3)。

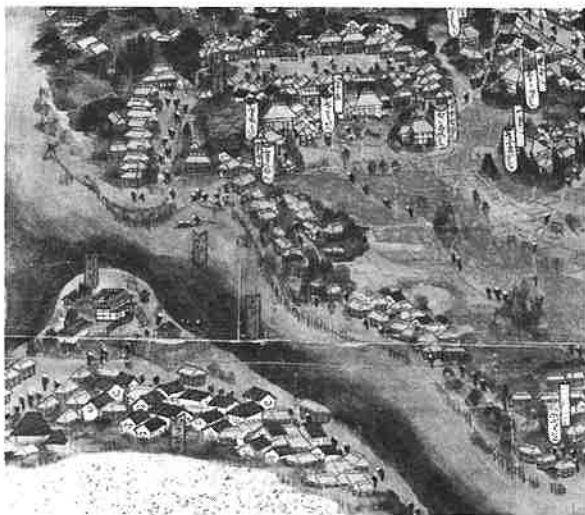


図-3 「大師典八十八箇所寺郷路方角大穀図」(部分) 関宿町昌福寺蔵

また、近世における関宿河岸の様相については、奥原謹爾氏の著書『関宿志』⁽⁹⁾によると次のようである。

向河岸(および向下河岸)には、最も多いときで問屋が9軒居住し、そのうち、喜多村藤蔵・染谷徳左衛門・小島忠左衛門・喜多村富之助らを大問屋4軒と呼んでいた。問屋の取り扱い荷物は、主に、魚ヅ粕干鰯・魚油・食塩・干魚であった。また、9軒の問屋が並ぶ江戸川沿いの地域は、表河岸と呼ばれ、店の裏側には各問屋が、倉庫を3~10棟ほど所有していた。いっぽう、対岸の内河岸には、加藤次郎兵衛・青木半右衛門・会田清左衛門らの積荷問屋が居住していた。

もとより、『関宿志』が昭和期の成立である以上、その記載は、割り引いて考えなければならない。しかし、関宿河岸については、有力商家および居住者名、さらに、取り扱い荷物の種類などを詳細に記していることから、やはりそれなりの事実を反映する記載であると考えられる。

したがって、近世初期、江戸川開削により形成された関宿河岸は、江戸時代後期には、物資輸送の拠点として発達していたことが分かる。また、絵画史料に描かれている家屋や蔵の数、さらに、文献史料に記される大問屋らの存在から判断すると、向河岸と向下河岸は、内河岸よりも商業活動が活発で経済的に栄えていた。

II. 明治期における関宿河岸の様相

関宿は、明治4年(1871)の廃藩により関宿県となり、同年11月には、印旛県に統合された。その後、明治6年(1873)に、千葉県に編入された⁽¹⁰⁾。

いっぽう、関宿河岸は、明治期においても依然として隆盛を極める利根川水運の中継地として繁栄していた。

この近代における関宿河岸の様相については、すでに優れた論考がなされている⁽¹¹⁾。本章ではこれを踏まえて、明治時代中期における関宿河岸の復原図を作成し、地租の地域別分布と地域に影響を及ぼした場所などを確認して、都市構造を検討する。

1. 関宿河岸の復原

復原の資料と方法については、まず、明治時代の地図を用いて、地形と地割(道路・河川・宅地割)を復原した。使用した地図は、以下の2点である。

- ・明治16年(1883)に、参謀本部陸軍部測量局が作成した『迅速測図原図』⁽¹²⁾(以下、地図①)。
- ・明治6年(1873)以降の明治政府による地租改

表-1 『旧土地台帳』に記載される郡村宅地ならびに歩あたりの地租
 ※歩あたりの地租は、地租÷地積で算出(1/100から切り捨て)

江戸町字向河岸

所有者名(郡村宅地)	歩あたりの地租(厘)
木村英一郎	2.0
木村英一郎	4.1
木村まさ	2.0
木村まさ	5.4
木村まさ	1.7
木村まさ	1.7
木村まさ	1.5
木村まさ	1.5
染谷徳左衛門	2.0
染谷徳左衛門	5.4
染谷徳左衛門	2.0
染谷徳左衛門	1.7
染谷徳左衛門	1.7
染谷徳左衛門・外113名持	2.0
染谷徳左衛門・外109名持	1.5
染谷徳左衛門	1.6
染谷徳左衛門	2.0
染谷徳左衛門	2.1
染谷徳左衛門	1.5
染谷徳左衛門	1.5
小林丈三	4.1
小林丈三	2.0
小林丈三	2.0
小林丈三	1.5
山中道太郎	4.1
山中清七	2.0
山中清七	2.0
山中清七	1.5
山中清七	2.0
山中安吉	1.5
山中安吉	2.0
山中安吉	2.0
山中徳太郎	1.5
山中徳太郎	1.7
山中徳太郎	1.7
矢嶋吉五郎	1.7
矢嶋安六	1.5
矢嶋安六	1.5
吉田嘉右衛門	2.0
中村慶太郎	2.0
五十君金兵衛	2.0
芦葉富三郎	2.0
尾崎源蔵	2.0
加藤次郎兵衛	2.0
根岸清次郎	2.0
鈴木豊蔵	2.0
鈴木豊蔵	2.0
塚原幾太郎	1.7
塚原幾太郎	1.7
諏訪三次郎	1.7

笹川浅次郎	1.7
笹川浅次郎	1.5
増川勘太郎	1.7
増川惣七	1.7
増川勘次郎	1.5
斉藤栄三郎	1.7
斉藤栄三郎	1.7
芦葉富次郎	2.0
芦葉愛太郎	2.0
杉野綱吉	2.0
杉野駒次郎	2.0
芦葉富次郎	1.5
斉藤栄三郎	1.5
浅川浅次郎	1.5
渡辺長平	1.5
渡辺長平	1.5
塚原幾太郎	1.5

江戸町字向河岸

會田源蔵	2.0
青木半次郎	2.0
青木半次郎	2.0
鶴岡三蔵	2.0
田嶋千吉	2.0
島田政蔵	2.0
島田政蔵	2.0
三浦虎次郎	2.0
堀原久八	2.0
飯塚忠蔵	2.0
江面初五郎	2.0
加藤次郎兵衛	2.0
関口熊次郎	2.0
加藤次郎兵衛	2.0
加藤次郎兵衛	2.0
加藤次郎兵衛	2.0
加藤藤次郎	2.0
鶴見岩蔵	2.0
鶴見庄治	2.0
小田部米三	2.0
小田部善蔵	2.0
鈴木岩治	2.0
鈴木惣治	2.0
富倉刃太郎	2.0
三上長七	2.0
山口運蔵	2.0
織原善八	2.0
三上弥蔵	2.0
島田喜平次	2.0
渡辺善信	2.0
島田喜平次	2.0
関口八十松	2.0

矢口権平	2.0
加藤圓治	2.0
片田伊之助	1.8
鈴木権五郎	1.8
片田伊之助	1.8
中村平七郎	1.8
片田甚太郎	1.8
青木唯蔵	1.8
服部藤太郎	1.8
柿沼半十郎	1.8
柿沼重五郎	1.8
菊本勇次郎	1.8
北嶋浅五郎	1.6
鈴木良七	1.5
高橋奥七	1.7
高橋半五郎	1.7
飯島岩吉	1.7
飯島清次郎	1.7
菊本留五郎	1.7
野口藤八	1.7
會田筆太郎	1.7
菊本豊三郎	1.7

小島忠左衛門	1.6
小島忠左衛門	1.6
小島忠左衛門	2.5
喜多村幸之助	4.1
小島忠左衛門	4.1
小島忠左衛門	4.1
佐久間きよ	4.1
佐久間九兵衛	4.1
野村勘兵衛	4.1
小島忠左衛門	1.6
喜多村善右衛門	5.4

向下河岸字寺ノ内

小島忠左衛門	1.6
喜多村清左衛門・外17人持	1.6

向下河岸字富士の腰

喜多村清左衛門・外16人持	1.6
喜多村清左衛門・外17人持	1.6

向下河岸字上耕地

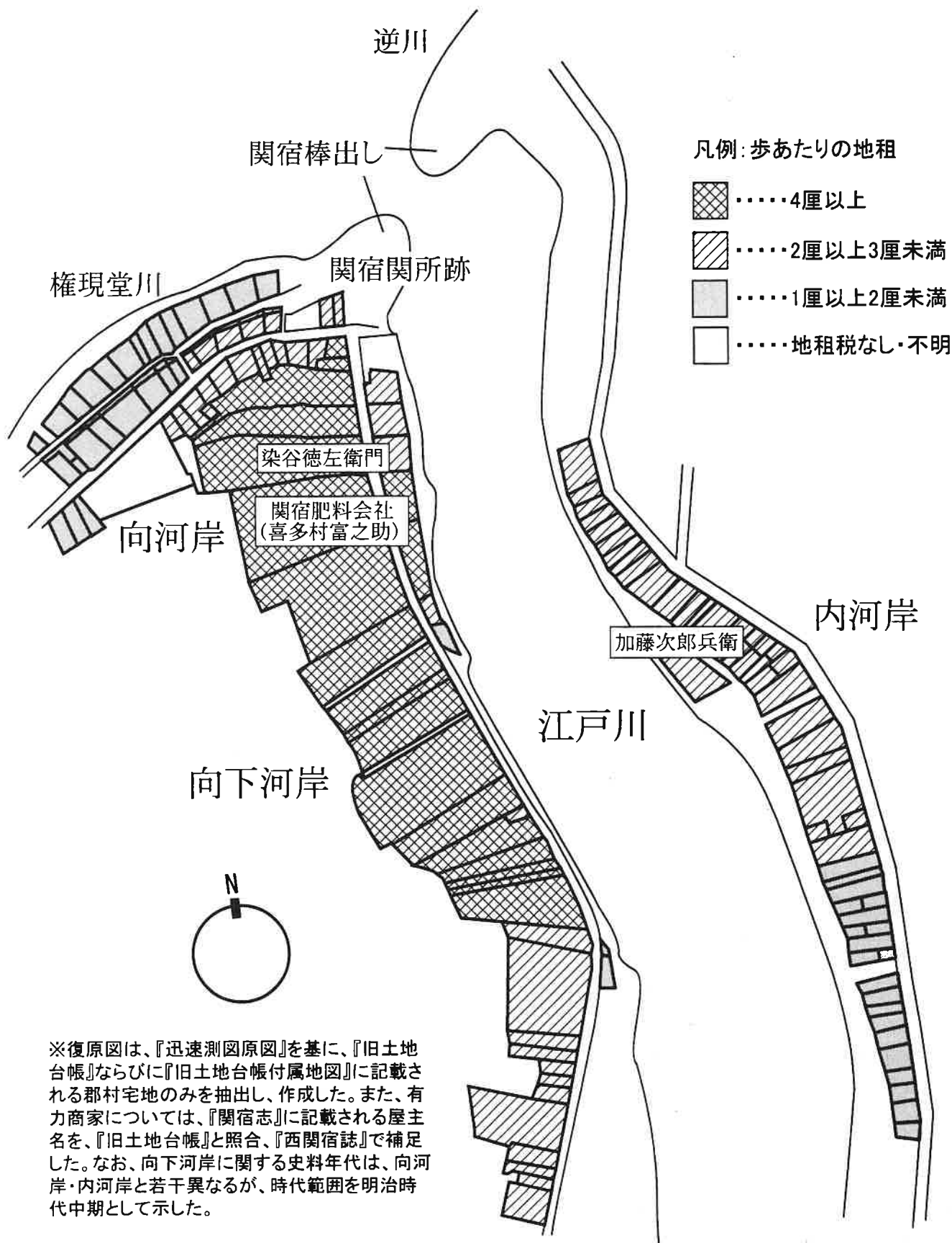
小島忠左衛門	5.4
小島忠左衛門	4.1
小島忠左衛門	1.6
小島忠左衛門	1.5
関宿肥料会社	4.1
関宿肥料会社	7.0
中田徳蔵	1.6

向下河岸字中耕地

濱野鍵次郎	5.4
小島忠左衛門	1.6
小島忠左衛門	5.4
喜多村代吉	5.4
喜多村清左衛門	5.4
喜多村清左衛門	1.6
濱野鍵次郎	1.6
小守谷利藤次	2.5
小守谷利藤次	5.4

向下河岸字下耕地

小島新兵衛	2.5
金沢藤五郎	2.5
小島忠左衛門	2.5
到間房五郎	2.5
小島忠左衛門	2.5
内田たけ	2.5
小島忠左衛門	2.5
小島忠左衛門	2.5
喜多村平三郎	2.5
羽形又次郎	2.5
小島忠左衛門	2.5



※復原図は、『迅速測図原図』を基に、『旧土地台帳』ならびに『旧土地台帳付属地図』に記載される郡村宅地のみを抽出し、作成した。また、有力商家については、『関宿志』に記載される屋主名を、『旧土地台帳』と照合、『西関宿誌』で補足した。なお、向下河岸に関する史料年代は、向河岸・内河岸と若干異なるが、時代範囲を明治時代中期として示した。

図一4 明治時代中期における関宿河岸の様相

正事業で作成された「地租改正地引絵図」と、明治18年(1885)以降の地押調査で調整された「地押調査更正地図」に補訂を加えた『旧土地台帳⁽¹³⁾付属地図』(以下、地積図②)。

地図①は、権現堂川および逆川が存在しており、江戸川改修工事以前の状況を示す好個の資料である。また、地積図②は、字名・一筆ごとの土地の形状・地番・地目・面積などを記載した地図である。

両者の資料を比較・検討すると、地図①の地形形状が、地積図②とほぼ一致していることが分かった。そこで、関宿河岸の全体像を把握するため、地図①上に地積図②の地形および地割(郡村宅地のみ)の情報を描く作業を行った。

次に、関宿河岸の都市構造について検討するため、地積図②をもとに作成され、土地所有者・地価・地租・地積などが記載されている『旧土地台帳⁽¹⁴⁾』から、地租(土地に課せられた収益税)を地積(土地の面積)で割った一歩あたりの地租(表-1)を4段階にわけて、地域別に示した。また、有力商家については、『関宿志』・『西関宿誌⁽¹⁵⁾』に記載されている屋主名を基に『旧土地台帳』と照合して示した。

2. 明治時代中期における関宿河岸の様相

明治時代中期における関宿河岸の様相および地租の分布状況を(図-4)に示す。

これをみると、権現堂川と江戸川に接する向河岸および向下河岸は、関宿関所跡地からほぼ直角に方向が異なり、それぞれの河川に平行する道路に面して宅地が並んでいる。また、江戸川沿いの地域には、間口・奥行きの広い宅地が多いのに対し、権現堂川沿いの地域には、比較的小さい間口・奥行きの宅地が密集している。いっぽう、内河岸は、南北方向の道路と江戸川との間に沿って宅地が並んでいるものの、間口・奥行きの広い宅地はみられない。また、地租の分布状況を、河川との関係に着目して分析すると、①4厘以上の高額な地租を納めた染谷徳左衛門・関宿肥料会社(喜多村富之助)などの大規模な問屋が居住する向河岸および向下河岸の江戸川沿いの地域、②2厘以上3厘未満の地租を納める加藤次郎兵衛などの中規模な問屋が居住する内河岸北部および向下河岸南部の江戸川沿いの地域、③1厘以上2厘未満の低額の地租を納める人が居住する向河岸の権現堂川沿いの地域および内河岸南部の江戸川沿い

の地域の3地域に分けられる。

以上のように、各地域における宅地の規模ならびに地租の分布状況を検討すると、近代に入っても空地として残る関宿関所跡の南方に位置する地域①が、関宿河岸の中心であったことが分かった。これは、近世における河岸の機能が、近代以降も引き継がれていたためである。

要するに、関宿河岸は、基本的には城下町時代の都市構造をほぼ継承して、明治時代中期に至っていた。

おわりに

本研究では、関宿河岸の変遷状況を絵図・絵画・文献史料などから検討し、明治時代中期の様相を復原した。その結果、近世における河岸の機能が近代以降も継承され、明治時代中期においても、向河岸と向下河岸は繁栄していたことが明らかになった。しかし、復原図の作成に用いた明治時代以降の地図および地積図は、近代測量術によって作成されているものの、測図および作図の精度が良くないため、いくつかの位置では誤差を生じてしまった。また、関宿河岸跡は、現在、江戸川の堤防や河川敷となっており、旧状を明確に示す痕跡がほとんどない。そのため、詳細な復原は困難であるが、史料の検討・分析を重ね、復原図をより精緻なものにすることを今後の課題としたい。

注

- (1) 木村礎『藩史大辞典 第2巻 関東編』雄山閣出版株式会社、1989年。
- (2) 『国史大辞典 第8巻』吉川弘文館、1987年。
- (3) 近世において向下河岸は、関宿藩が支配していた村である。
- (4) 木村前掲書。
- (5) 関宿関所は、元和2年(1616)「定船場事」(『下総境の生活史 史料編 近世 I 河岸町の生活』境町、2000年)に、
白井渡 栗橋 厩橋 関宿大船渡境渡 五料 七里ヶ渡
一本木 府川 葛和田 神崎 河俣 小見川 古河
松戸 房河渡 市川 以上(略)
とあり、江戸幕府により定船場として指定された。
その後、寛永8年(1631)9月21日「関所規定」(『近世交通史料集 8 幕府法令上』吉川弘文館、1978年)に、
女負并女其外不審成ものを、手形なくして一切越へからず、若狹に相渡におゐてハ、縦後日にきこえ候共、
船頭舟宿等之事ハ不及沙汰、其在所之者迄可為曲事、
(略)右ハ 根府川 箱根 関宿 もくり橋 小仏(略)
とあり、寛永8年(1631)に、定船場から関所に確定した。
- (6) 「正保城絵図」は、正保元年(1644)に出された絵図調進の幕命により、各藩から提出されたものである。
- (7) 木村前掲書によると、牧野親成は、承応3年(1654)京都所司代となり、河内国高安郡で1万石を加増され、明暦2年(1656)関宿藩から転出した。
- (8) 「境・小松原康之助家文書」(前掲『下総境の生活史 史料編 近世 I 河岸町の生活』)。
- (9) 奥原謹爾『関宿志』(関宿町教育委員会、1973年)。
- (10) 前掲『国史大辞典 第8巻』。
- (11) 加藤光子「地籍図による関宿河岸の復原—向河岸・内河岸を中心として—」(『千葉県立関宿城博物館研究報告創刊号』、1997年)。同「近代関宿向下河岸における景観の認識—『旧土地台帳附属地図』と『旧土地台帳』を使用して—」(『千葉県立関宿城博物館研究報告、第2号』、1998年)など。

上記の研究では、明治期の関宿河岸が地籍図により復原されており、旧土地台帳に記載される情報から、関宿河岸の様相を分析している。しかし、分布特性や具体的

な都市構造が明らかとなっていないため、さらなる検討を要する。

- (12) 「茨城県下総国猿島郡境町」・「埼玉県武蔵国北葛飾郡惣新田村」(『迅速測図原図、明治16年、2万分の1』日本地図センター発行)。
- (13) 『旧土地台帳付属地図』(千葉地方法務局野田出張所、さいたま地方法務局久喜支局、1884年)。明治22年3月には、土地台帳規則の制定により「地押調査更正地図」が土地台帳の付属地図として備えられることになった。すなわち、「旧公図」が「地押調査更正地図」の系譜を引いていることは間違いない。また、向下河岸は、上耕地・中耕地・下耕地・寺ノ内・富士の腰の5つの小字があった。
- (14) 前掲注(13)『旧土地台帳』復原図に地租の分布状況を示したのは、都市の性格を基本的に決定している職業分布が明らかとならないため、収益税である地租が分布特性を検討するにあたって有効であると考えたためである。
- (15) 喜多村常次郎『西関宿誌』(私家版、1960年)。

(日本工業大学協力研究員)